

## 下野市消費生活相談員を募集します

### 【募集対象】

昭和26年4月2日以降に生まれた方で次のいずれかの有資格者、またパソコンの基本操作ができる方  
1. 独立行政法人 国民生活センター消費生活相談員 有資格者  
2. 財団法人 日本産業協会消費生活アドバイザー 有資格者  
3. 財団法人 日本消費者協会消費生活コンサルタント 有資格者  
4. 国民生活センターなどの消費生活相談員養成講座 修了者

### 【募集人員】 1名

【応募方法】 3月17日(木)までに市販の履歴書(写真貼付)と上記資格者証写しを持参ください(郵送可)。

### 【選考方法】 書類審査及び面接

※面接日は後日連絡します。

### 【結果通知】

3月25日(金)に本人あて通知いたします。  
なお、選考結果に関する問い合わせについては応じませんのでご了承ください。

### 【採用予定日】 平成23年4月1日

### 【勤務場所】 下野市消費生活センター

〒329-0492 下野市小金井1127 (市役所国分寺庁舎 生活安全課内)

### 【勤務条件及び職務内容】

●職種 消費生活相談員 ●勤務日 祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、週2日程度 ●勤務時間 午前9時から午後5時 ●研修等への参加 国民生活センター及び県等で開催する研修等に参加可 ●その他 市内または近隣市町在住者

### ●「勤務条件」(実務経験なし)

身分…地方公務員法第22条第5項に規定する臨時職員  
任期…平成23年4月1日から平成23年9月30日(6月ごとに更新)  
報酬…時給750円、交通費支給 勤務体制 1年間2人体制にて相談業務を行い、その後1人で相談業務を行う。

### ●「勤務条件」(実務経験あり)

身分…地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤職員特別職  
任期…平成23年4月1日から平成24年3月31日(1年ごとに更新)  
報酬…日給9,000円 勤務体制…1人で相談業務を行う

●職務内容 消費生活に関する相談及び苦情処理、あっせん及び助言。パソコンによる相談内容の入力。消費者被害防止啓発、消費者教育に関わる業務

### 【問い合わせ先】

生活安全課 市民生活グループ ☎40-5555

グループ ☎(40) 55555

●申し込み・問い合わせ先  
生活安全課市民生活グループ

●申込締切 3月25日(金)

●募集人員 若干名  
※応募者多数の場合は抽選となります。

●受講料 無料

●内容 消費生活に関する基礎知識を習得するための講義、実習など

●場所 栃木県とちぎ男女共同参画センター「パルティ」内

●時間 午前10時～午後3時

●期間 5月～11月までの11日間

●募集をお待ちしています。

●活動に関心のある方のご応募をお待ちしています。

●地域において、今後、消費生活活動に積極的に取り組む意欲のある方、消費者

●目的として、消費生活リリー

●ダー養成講座を開催します。

●では、消費生活に関する普及啓発ができる消費生活

●リーダーを養成することを

●平成23年度消費生活リリー  
ダー養成講座受講生募集

## 「ローラー付シューズ」の事故は本人だけではありません

子供達が、スーパー等で滑っている姿を見かけます。スーパーや大型店舗等(ショッピングモール施設)でのローラー付きシューズは……。その場所は使用が可能ですか?

### 使用者自身がケガをした

未着用プロテクター及びヘルメットにより未舗装の道路で使用し、手首を骨折した。

### 巻き添え事故があった

ローラーシューズで滑ってきた児童との衝突を避けようとした者が転倒し腕を骨折した。

### 迷惑を被った

ローラーシューズで滑ってきた児童が、幼児と衝突しそうで非常に怖かった。

取扱説明書には、安全装具を装着した上で人通りの多い場所での使用は禁止と記載されています。ローラーシューズを使用するにあたって、もう一度考えましょう。



下野市消費生活センター  
専用ダイヤル☎(44)4883  
(下野市役所国分寺庁舎2階 生活安全課内)

### ●相談可能日

月曜日から金曜日  
(土日・祝日及び年末年始を除く)

### ●受付時間

午前9時から午後5時  
(正午から午後1時を除く)

### 多重債務相談

受付しています。不安な日々の生活から一歩ふみだしてみましよう。

※栃木県消費生活センターでは土曜日に電話相談のみ相談可能です。

### ●受付時間

午前9時から午後5時  
栃木県消費生活センター  
栃木県庁本館7階南

☎028-625-2227

